

下野国府跡出土「陳廷莊」銘木簡についての覚書
—百済王俊哲との関係検討を中心に—

いけ だ とし ひろ
池 田 敏 宏

下野国府跡出土「陳廷莊」銘木簡についての覚書

—百濟王俊哲との関係検討を中心に—

池田敏宏

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1 はじめに一下野国府跡出土「陳廷莊」木簡について | 4 百濟王俊哲とは何者か |
| 2 「陳廷莊」木簡の出土遺構 | 5 収束—「貞外史生陳廷莊」とは何者か |
| 3 延暦九～十年の下野国の動静 | |

本稿は、冒頭で下野国府跡出土「陳廷莊」銘木簡（№4140 木簡）本体と出土遺構の概要〔土坑の埋没は延暦 10 年（791）7 月以降と考えられている〕をふれたのち、延暦九～十年（790～791）頃の『続日本紀』記載下野国記事を整理する。その上で「貞外史生陳廷莊」の考課と評定者（当該期の下野守）の関係考察を行った。その結果、「百濟王俊哲以前に陳廷莊が下野に赴任」するケース、「百濟王俊哲と共に陳廷莊が下野に赴任」するケースの 2 つが想定できることを提示した。

1 はじめに一下野国府跡出土「陳廷莊」銘木簡について

筆者は、平成 27 年度担当職務の一つとして、埋蔵文化財センター常設展示室設置に携わる機会を得た⁽¹⁾。そして「飛鳥・奈良・平安時代」展示部門の準備（資料調べ、解説パネル作成等）を進めるなかで、下野国府跡出土木簡№4140（本稿では「陳廷莊」銘木簡と呼称する）に関わる事々に気付き、関心をもった。本稿は、それを整理・検討し直した覚書である。

まず、はじめに、「陳廷莊」銘木簡の概要を記す。木簡は、上端は割損し、下端も腐食しているものの、残存最大長は 214 mm、幅 29 mm、厚さ 4 mm ほどある。板目の木取りに「(去) 上 貞外史生陳廷莊」と墨書きされている（田熊ほか 1987, 102 頁）（第 1 図）。

2 「陳廷莊」銘木簡の出土遺構

次に、「陳廷莊」銘木簡が出土した遺構＝土坑 SK -023 の概要を記す。第一に、土坑本体について整理する。SK -023 は下野国府跡第 18 次調査区⁽²⁾のほぼ中央に位置する隅丸方形の土坑である。規模は長軸が 2.6 m、短軸が 2.3 m、深さが 0.5 m ほどである。埋土は、「土坑使用時の堆積土（下位から灰褐色土、灰色粘質土、下層 黒色土＝多量の木簡削屑を含む）と SK -023 を埋めた土（上層 暗褐色土・下面より漆紙文書が出土）」に分層される（田熊ほか 1987, 19 頁）（第 2・3 図）。

第二に、土坑 SK -023 の年代的位置付けを記す。まずは土層堆積について整理する。上記したように SK -023 の最上層は土坑破棄時の埋め戻し土（暗褐色土）であるが、報告書によれば、SK -023 最上層（暗褐色土）の上に、さらに II 期政庁焼失後の整地土層（III 層）が覆っていたことが記されている⁽³⁾。次に共伴遺物について整理する。本土坑 SK -023 からは「陳廷莊」銘木簡以外にも多量の木簡片が出土⁽⁴⁾している。とりわけ「延暦九年」「延暦十年口」「延暦十年七月」「延暦十年七月卅口」など年紀の認められる木簡片が複数点出土していることから、「土坑の埋没は延暦 10 年（791）7 月以降」と考えられている（田熊ほか 1987, 162 頁）。

では、延暦九～十年の下野国は、どのような状態にあったのであろうか。次節では、文献資料をもとに、その動静を記述してみたい。

3 延暦九～十年の下野国の動静

初めに、延暦九年（790）の下野国に係る『続日本紀』記事を整理してみると、蝦夷征討のため東海道駿河以東、東山道信濃以東の諸国に命じて革の甲二千領を作らせた（国ごとに数の割り当てがあり、三年以内にそれぞれの国に作り終わらせることを命じた）記事（閏三月四日条）、東海道相模以東、東山道上野以東の諸国に糧14万石を準備させた記事（閏三月乙未条）、坂東諸国は軍役を課せられたうえ、疾病と旱魃の害を受けたので今年の田租を免じる記事（十一月己丑条）が掲載されるのみであった^⑩。

一方、翌・延暦十年（791）の『続日本紀』記事を見てみると、

「遣正五位上百濟王俊哲 従五位下坂上大宿禰田村麻呂於東海道、從五位下藤原朝臣真鸞於東山道、簡聞軍士、兼檢戎具。為征蝦夷也」（正月己卯条）

と記されている。加えて、正月癸未条は

「正五位上百濟王俊哲為下野守」

という記事を、さらには、

「從四位下大伴宿禰弟麻呂為征夷大使。正五位上百濟王俊哲 従五位上多治比真人浜成 従五位下坂上大宿禰田村麻呂 從五位下巨勢朝臣野是並為副使」（七月壬申条）

という記事や、

「下野守正五位上百濟王俊哲為兼陸奥鎮守將軍」（九月庚辰条）

といった記事を、立て続けに見ることができる^⑪。しかも、百濟王俊哲の下野守在任時期とSK-023出土木簡群（「陳廷往」銘木簡含む）の年代観に重複が認められるのは非常に興味深い（「V収束」で詳論）。

4 百濟王俊哲とは何者か

ところで、百濟王俊哲とは、どういった人物なのであろうか。本節では、その経歴・事績について見てみたい。

百濟王俊哲は、「くだらのこにきし しゅんでつ」と読む。その名が示すとおり、亡命百濟王家の後裔^⑫である。また、それと同時に、八世紀後半代、東北經營に活躍した律令政府官人の一人でもある。「宝亀六年（775）十一月、大伴宿禰駿河麻呂らによる蝦夷征討に参加し、勲六等を受けられた。時に從六位上。同九年六月にも、征戦に功があり勲五等を受けられた。同十一年三月、正六位上から從五位下に、さらに四月には從五位上に昇叙」している（坂本・平野ほか監修1990, 264頁）。宝亀十一年（780）六月、伊治庵麻呂の乱に際し陸奥鎮守副將軍に任せられ苦戦を征した^⑬。その功により天応元年（781）九月、正五位上勲四等を受けられた^⑭。

しかし延暦六年（787）閏五月、「陸奥鎮守將軍正五位上百濟王俊哲坐事左降日向權介」とあり^⑮、「何らかの事件に坐して日向權介に左遷された」ことが知られる（坂本・平野ほか監修1990, 264頁）。

それでも三年後の延暦九（790）年三月、「日向權介正五位上勲四等百濟王俊哲免其罪令入京」と、罪を免ぜられて京に戻っている【免罪の背景には「彼の武官としての才が惜しまれることと、その前月百濟王氏を外戚とする詔が出され、同氏に対する礼遇が高められたことにある】（国史大辞典編集委員会1983, 807頁）】。ゆえ、これ以降は、「桓武天皇のいわゆる第二次蝦夷征討に参加せしめられ」、延暦十年正月、蝦夷征討の兵士・

武器を観閲するため東海道に遣わされたのち、同月、下野守を、同年九月、下野守と陸奥鎮守將軍の兼任を命じられている（国史大辞典編集委員会 1983, 807 頁、ならび上記「3 延暦九～十年の下野国の動静」参照）。なお、俊哲は、延暦十四年八月辛未に没していることから⁽¹⁰⁾、延暦十年（791）～同十四年（795）八月に至るまでの四年間、下野守と陸奥鎮守將軍を兼任していたことがわかる。

5 収束－「員外史生陳廷莊」とは何者か－

最後に、「陳廷莊」銘木簡について検討を加える。第一に、「史生」とは、「中央・地方の諸官司に置かれた下級書記的な職員」を指す（国史大辞典編集委員会 1985, 776 頁）。なお、上国（＝下野国含む）には「史生三名」を置くことが「職員令第二」（『養老令』、以下、省略）に定められている（井上ほか 1994, 193 頁）。第二に、「員」であるが、これは「員」の異字体と考えられている⁽¹¹⁾。すなわち「員外」の「史生」とは「職員令」員数外職員＝雜任として増補された書記官を示している。なお史生は、「諸官司の事務量が増大するにつれて増員され」ることが往々あったという（国史大辞典編集委員会 1985, 776 頁）。たしかに、延暦九～十年頃の下野国は蝦夷征討準備で業務は増大傾向にあり、令制定員「三名」の史生では間に合わなかつたと推定される。

第三に、「陳廷莊」⁽¹²⁾であるが、これは人名と考えられている。しかも、音読みで「ちんていしょう」となることから渡来系人物の可能性が高い⁽¹³⁾。

第四に、これらの字句冒頭に「去上」とあることから、本木簡は「員外史生」「陳廷莊」＝（下野国）非常勤書記官である陳廷莊に關わる考課（官人の勤務評定）木簡であることが分かる⁽¹⁴⁾。なお「員外史生」は、「考課令第十四」「内分番」の規程に基づき、上、中、下の三等に評価された（国史大辞典編集委員会 1985, 776 頁、井上ほか 1994, 291 頁）。つまりところ、彼の前年度（＝「去」）の評価は「上」だったことを示している。

第五に、考課の対象期間であるが、「前年八月一日～当年七月三十日を一年度」として年ごとに勤務評定をつけている（井上 1994, 283 頁上段注）。つまり、「陳廷莊」銘木簡の「去」とは「延暦八年八月一日から翌・九年七月三十日まで」の評定だったことが本木簡出土土坑 SK-023 の年代観から明らかとなる〔上述したように、土坑は延暦 10 年（791）7 月以降の埋没と考えられている〕。なお、吉原氏によれば、本来ならば、この左側に今年度＝「延暦九年八月一日から翌・十年七月三十日まで」の評定が下野国司によって書かれてていなければならないところ見当たらないといふ。今年度評価が書き加えられる前に破損して捨てられたのであろう（吉原 2015, 70 頁）。

第六に、「員外史生陳廷莊」の考課と評定者（下野国司）との関係である。「陳廷莊」銘木簡の「去」時期＝「延暦八年八月一日から翌・九年七月末日まで」は、下野守不在期〔延暦八年五月から九月〕⁽¹⁵⁾、安倍朝臣弟当〔延暦八年五月～〕⁽¹⁶⁾の下野守任期が該当する。また、今年度＝「延暦九年八月一日から翌・十年七月末日まで」は、安倍朝臣弟当（～延暦九年十二月頃まで）、百濟王俊哲（延暦十年正月～）の下野守任期が該当する。

【結】

以上をふまえると、「員外史生陳廷莊」の下野国赴任は、大きくなる 2 ケースが想定できよう。

ケース 1 百濟王俊哲以前に陳廷莊が下野に赴任

「諸国史生は、国司四等官とともに中央から派遣され」るという原則（国史大辞典編集委員会 1985, 776 頁）がある一方、上記したように延暦 8～10 年にかけて下野守は目まぐるしく交替する。しかも、①延暦

八年九月辛亥条で下野守兼任を命じられた「左少弁從五位上安部朝臣弟當」⁽¹⁸⁾と、同年十二月丙申条で高野新笠の山棲造営を命じられた「左少弁從五位上阿部朝臣弟當」⁽¹⁹⁾は同一人物と考えられる。また、このことから、この3ヶ月余、安部弟當は在京のままであった可能性が濃い。^②加えて安部弟當の前任、佐伯宿禰葛城（征東副將軍・民部少輔・下野守兼任で從五位下・勲八等）も延暦7年12月に蝦夷征討のため出兵、翌・8年5月、出征中に死去している⁽²⁰⁾。①と併せて、長らく下野国に下野守が不在であったことがわかる。これらをふまえると、③ (a) 延暦6年以降、佐伯葛城とともに派遣されて以来、延暦10年7月末頃まで「員外史生」として「陳廷莊」が下野に在任し「去年」「今年」の考課がなされた場合、または、(b) 延暦8～9年頃、安部弟當とともに派遣されて以来、延暦10年7月末まで「員外史生」として「陳廷莊」が下野に在任し「去年」「今年」の考課がなされた場合を想定することもできよう。なお、この場合、次官である下野介が評定者として関わった可能性が考えられる〔とくに安倍弟當は、短期間しか、下野守として在任していないことと、「考課令」規程を考慮⁽²¹⁾〕。

ケース2 百済王俊哲と共に陳廷莊が下野に赴任

「陳廷莊」の今年度＝「延暦九年八月一日から翌・十年七月末日まで」の考課者は、下野守である百済王俊哲であり（ただし、今年度評価が書き加えられる前に本木簡が破損し捨てられた可能性はある）、二人は延暦10年7月末に併在していたことは間違いない。

なお、①百済王氏一族は、8世紀中葉以来、東国・東北地方經營にたけており、その配下に渡来系（知識・技能）集団が存在したことが知られている⁽²²⁾。②加えて、「陳廷莊」自身、渡来系人物と考えられることをふまえると、延暦10年以前から、百済王俊哲が率いる渡来系（知識・技能）集団の一員であったとしても問題はなかろう。③また、この仮定にたてば (a)「去」時期＝「延暦八年八月一日から翌・九年七月末日まで」、および (b) 今年度＝「延暦九年八月一日から翌・十年七月末日まで」の「陳廷莊」考課者が百済王俊哲で一環することになる。筆者としては、こちらのケースのほうが妥当性があるよう思っている。

以上、「陳廷莊」木簡と延暦8～10年頃の下野国司との関係について基礎的検討を試みてみた。なお、本検討内容と趣を異にするため本文中ではふれなかった百済王教俊⁽²³⁾も、平安時代初頭の下野国を考えていいくうえで重要な存在であることを改めて認識することが出来た。今後の検討課題としたい。

謝辞 「陳廷莊」銘木簡の解釈（考課制度含む）について吉原 啓氏から多々御教示を賜ることができた。また、原 京子氏、内藤 亮氏からは百済王氏関連文献の御教示を頂いた。さらに、本稿作成の途上、津野 仁、永井智教、佐野良平、坂田敏行、中村岳彦、大竹弘高、斎藤達也の各氏から御助言・御協力を頂いた。末尾ながら記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 当埋蔵文化財センターが長年蓄積してきた調査・研究成果を、県民の皆様に広く活用して頂くことを目的に、2015年11月1日より常設展示室を開設した。展示は、考古学的調査方法（遺物の新旧が、どのようにして分かるか等）を説明したのち、旧石器～平安時代までの本県の歴史、人々の暮らしなどを出土品などからわかりやすく展示・解説している。このうち、筆者は、「飛鳥・奈良・平安時代」の展示部門を担当している。
- (2) 下野国府跡第18次調査区は、国府政庁（第6次調査区）の西隣に位置し、昭和57年度（1982年度）に発掘調査が

実施された（田熊ほか 1984・1987）。

- (3)『紀年銘木簡と出土遺構との関連より大別した国府内の遺構区分（I・II・III期）の年代を考えれば、I期は八世紀前半代に機能していたことが明らかである。II期は政府が廃失しており、この際の整地土が第十八次調査区（SK-011・023等）を覆っていた。このことからII期の終末は、延暦十年（791）七月以降頃とすることができる』（田熊ほか 1987, 162頁）。なお、III期はそれ以後=「延暦十年頃～九世紀代」である（田熊ほか 1987, 8頁）。
- (4)本土坑SK-023からは「陳廷莊」銘木簡以外にも人名が記された木簡（例、「[雀] 部黒須〔三〕」「大伴部口」）や、地名が記された木簡（例、「郡賀口」「口寒川口」）、稅物内容などが記された木簡（例、「口九百斛」「年租穀口」）等が多量に出土している（田熊ほか 1987）。
- (5)延暦九年（790）の下野国記事は、青木ほか 1998, 460～483頁を参照のうえ、現代語大意を本文に記した。
- (6)延暦十年（791）の下野国記事は、青木ほか 1998, 488～510頁の原文（漢文）を引用した。なお、これらのほかに、東海・東山二道の諸国に征矢三万四千五百余具を作らせた記事（『続日本紀』延暦十年十月壬子条、青木ほか 1998, 511頁）、坂東諸国に權十二万石を準備させた記事（『続日本紀』延暦十一年十一月己未条、青木ほか 1998, 511頁）も存在する。
- (7)善光（亡命百濟國王子）を祖とする一族（この「王」姓は音證せず「コキシ」「コニキシ」と朝鮮風に訓じられた）。持統朝以降、百濟王氏一族は、朝廷の殊遇をこうむり、高位高官に昇る者が数多い。なお、「百濟」姓を称する氏族にして、百濟王某々の子孫と唱するものは数多いが、真に王族としての礼遇をうけていたものは「百濟王」氏に限られるといつてよい（国史大辞典編集委員会 1983, 806頁）。
- (8)青木ほか 1998, 208～209頁を参照。
- (9)青木ほか 1998, 208～209頁を参照。
- (10)青木ほか 1998, 386～387頁を参照。
- (11)『日本紀略』延暦十四年八月辛未条記事（栃木県史編さん委員会 1974, 152頁）を参照
- (12)田熊 1987, 102頁および吉原 2015, 70頁の見解による。
- (13)実際の木簡を見てみると、「陳廷莊」の「廷」字を「延」と読むか「延」と読むか意見が分かれことがある。しかし、本稿では報告書訳文（田熊 1987, 102頁）や吉原 啓氏の御教示にもとづき「延」と読むこととした。
- (14)「陳廷莊」は渡來系人物の可能性が懸念されて久しいものの、それを明文化したものは少ない（管見に及ぶかぎりでは、「陳廷莊」=渡來人を明文化したのは、栃木県立博物館・（財）栃木県文化振興事業団 1998, 56頁くらいであろうか）。
- (15)田熊 1987, 102頁、および吉原 2015, 70頁の見解による。
- (16)延暦六年二月庚申条で佐伯宿禰長城は膳部宜介と鎮守副將軍の兼任を命じられる。この直後の同月庚辰条では下野守兼任を命じられている。さらに同年十月癸卯日条で彼は民部少輔をも兼任を命じられた（青木ほか 1998, 380～393頁を参照）。その後、延暦七年三月己巳日、佐伯宿禰葛城は多治比浜成・紀真人・入間広成とともに征東副使に任じられた後（同, 400～401頁）、十二月に紀朝臣古佐美を征夷代將軍として出兵（同, 414～415頁）、翌・八年五月、出征中に死去している（同, 428～429頁）。つまり延暦8年12月出征～5月死去、ならびに後任の安倍弟当の着任まで下野国には下野守不在時期があることになる。
- (17)安部朝臣弟当は、延暦八年（789）九月辛亥条に「左少弁・從五位上安部朝臣弟当為兼下野守」とあるもの同年十二月丙申条には前に崩御した高野新笠の山作司（山陵を造る司）を命じられており、この期間に、任地の下野国に赴いている可能性は低い。翌・延暦九年閏三月三十日、すべての官人は喪服を脱いで、大祓をおこなっていることから、安部朝臣弟当が下野守として実際に下野国に赴任したのは大祓後の延暦9年（790）4月以降のことと推定される。なお、異動記事はないものの百濟王後哲が下野守となる以前=延暦9年12月までが安部弟当の下野守任期であったと想定される。

- (18) 青木ほか 1998, 442 ~ 443 頁を参照。
- (19) 青木ほか 1998, 450 ~ 451 頁を参照。
- (20) 青木ほか 1998, 428 ~ 429 頁を参照。
- (21) 「考課令」は「凡内外文武官初位以上、毎年当司長官、考其属官（略）無長官次官考」と評定者を定めている（井上ほか 1994, 283 頁）。余談であるが、この頃に赴任していた下野介・據・目の記録は現存史料には無い。
- (22) 今井 1965, 大塚 1984, 利光・上野 1987, 稲原 1995, 小宮山 2010, 山下 2011 を参照のうえ記述した。
- (23) 延暦 18 年（799）9 月辛亥条、「從五位下百濟王教俊為下野介」（『日本後紀』）など幾つかの記事を見て取れる。これらについては、別稿での検討を考えている。

引用・参考文献

- 青木和夫ほか校注 1998『新日本古典文学大系 16 続日本紀』第五卷、岩波書店
- 井上光貞ほか校注 1994『日本思想大系新装版 律令』岩波書店
- 今井啓一 1965「一 百濟王敬福とその縁縁」「二 百濟王氏と蝦夷經營」『百濟王敬福』絵芸舎
- 大塚徳郎 1984「第一章 古代みちのくに来た都人（一）」『みちのくの古代史—都人と現地人—』刀水書房
- 国史大辞典編集委員会編 1984『国史大辞典』第 4 卷（きへく）、吉川弘文館
- 国史大辞典編集委員会編 1985『国史大辞典』第 6 卷（こまへしと）、吉川弘文館
- 小宮山嘉 2010「長岡・平安遷都と百濟王氏」『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』鍾江宏之・鶴間和幸編、東方書店
- 稲原聖子 1995「帰化人の研究－特に百濟王を中心として－」『皇學館論叢』第 28 卷第 3 号、皇學館大学人文学会
- 坂本太郎・平野邦雄監修 1990『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館
- 三松みよ子 2002「百濟王氏淵落についての考察」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』藤澤一夫先生卒寿記念論文集刊行会編、真陽社
- 田熊清彦ほか 1983『下野国府跡Ⅴ 昭和 57 年度発掘調査概報』栃木県教育委員会・(財) 栃木県文化振興事業団
- 田熊清彦ほか 1987『下野国府跡Ⅵ 木簡・漆紙文書調査報告』栃木県教育委員会・(財) 栃木県文化振興事業団
- 利光三津夫・上野利三 1987「律令制下の百濟王氏」『法史学の諸問題』利光三津夫編、慶應通信（のち上野利三 2002『前近代日本の法と政治—那馬台国及び律令制の研究—』北樹出版に再録）
- 栃木県立博物館・(財) 栃木県文化振興事業団 1998『发掘された日本列島 地域展示 栃木をひらく／開拓と埋蔵文化財』
- 山下剛司 2011「百濟王氏の東北補任」『鷹陵史学』第 37 号、鷹陵史学会（佛教大学）
- 吉原 敏 2015「第Ⅱ章 那須における律令制度の展開 Ⅲ 古代官人の世界をのぞく」『第 23 回特別展 那須官衙の時代—律令制地域社会の移り変わりー』大田原市なす風土記の丘資料館湯津上資料館・栃木県那珂川町なす風土記の丘資料館

二七四一四〇

□^(去)
上

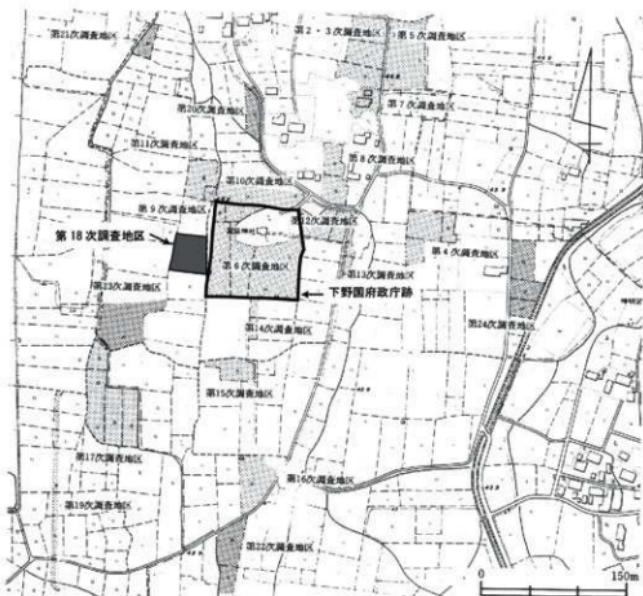
貞外史生陳廷莊

。上端は割損し、下端は腐蝕している。「去。上。」とあるから旧年
年の評価が記されたものか。考課に関わる木簡か。

二五箱 下層
214・25-(4)
板目 80



第1図 下野国府跡出土「陳廷莊」銘木簡（田熊ほか 1987 を改変）

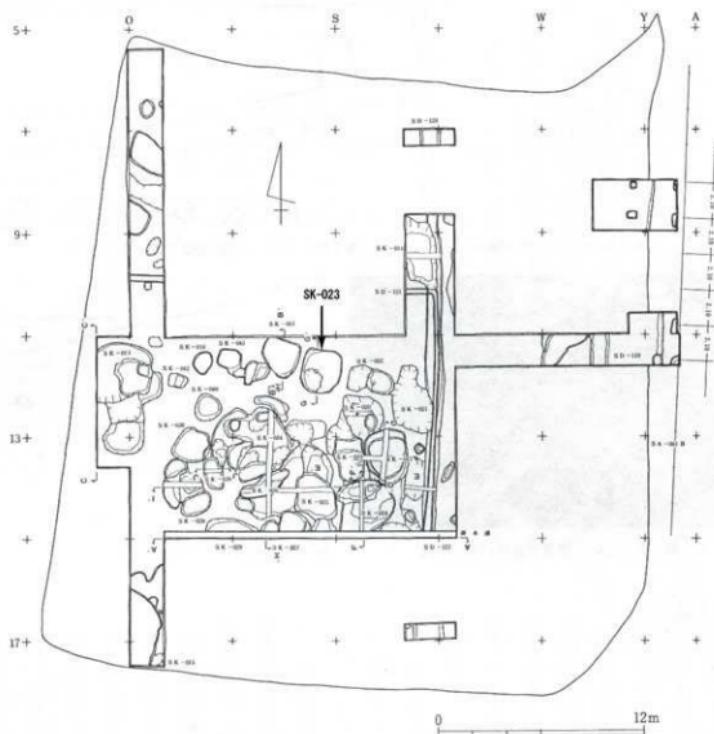


下野国府跡 第2~24次調査区位置図

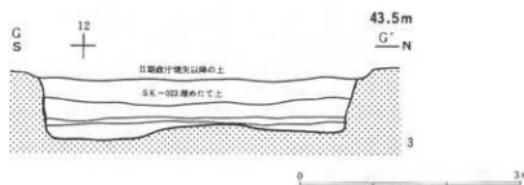


第18次調査区全景（上方の森が政府）

第2図 下野国府跡第18次調査区位置（田熊ほか 1983-1987 を改変）



第18次調査区平面実測図



第3図 土坑SK-023 (田熊ほか 1987を改変)

第1表 8世紀後半～9世紀前葉の下野国司

	下野国司赴任記事	史料	異動	在任期間	下野国内外の事項
752年	小野朝臣小鷦を下野守とする	『続紀』天平勝宝四年十一月乙巳条	明確な異動記事なし	4年か	
761年	石川朝臣名足を下野守とする	『続紀』天平宝字五年正月壬寅条	763年、伊勢守へ転任	2年	761年 下野葉師寺が僧侶の受戒道場に定められる
767年	佐伯宿禰三野を下野守に。藤大麿 大宿禰内麻呂を介とする	『続紀』神護景雲元年三月己巳条	明確な異動記事なし	4年か	
769年	少納言麻呂を兼下野介とする	『続紀』神護景雲三年六月乙巳条	770年、尾張守へ転任	1年余	770年 道祖が下野葉師寺に配祀される(772年死)
771年	中臣科佐伯宿禰伊多智を兼下野 守とする	『続紀』宝龜二年閏三月戊子条	明確な異動記事なし	3年か	
774年	大中臣朝臣宿禰麻呂を下野守介と する	『続紀』宝龜五年三月甲辰条	777年、阿波守へ転任	3年弱	
774年	下毛野領臣根麻呂を下野介とする	『続紀』宝龜五年四月壬辰条	明確な異動記事なし	4年か	
778年	大伴宿禰人足を下野守とする	『続紀』宝龜九年二月辛巳条	明確な異動記事なし	1年余か	
779年	衛門佐(のち中衛少弔) 大中臣朝 臣諸魚を兼下野守とする。久米連 真上を介とする	『続紀』宝龜十年九月癸酉条	大中臣諸魚の明確な 異動記事なし。久米 真上は781年大和介へ転任	2年程	780年 伊作公麿麻呂の 死。多賀城が焼かれ る
781年	石川朝臣美奈伎麻呂を下野介とす る	『続紀』天応元年四月丙申条	782年、安房守へ転任	1年余	
782年	文室真人高嶋を下野守とする	『続紀』延曆元年閏正月庚子条	明確な異動記事なし	3年か	
同年	伊勢朝臣水通を下野介とする	『続紀』延曆元年八月乙亥条	785年 内匠頭へ転任	3年弱	
785年	和朝臣国守を下野介とする	『続紀』延曆四年正月辛亥条	787年、春河守へ転任	2年余	
787年	佐伯宿禰邑城を猿井介兼續守副將 軍兼下野守とする	『続紀』延曆六年二月庚辰条	789年 出征中に死去	2年余	786年 東海・東山周 道の軍団兵士・武器を 検閲する
789年	左少弁安倍朝臣弟当を兼下野守と する	『続紀』延曆八年九月辛亥条	明確な異動記事なし	1年余か	790年 東国諸国に革 の甲二千を造らせる
791年	百濟王俊哲を下野守にする(のち 兼總吳銷特軍)	『続紀』延曆十年正月己卯条	796年 死去(在任中 か)	4年余	792年 健児の制を設 ける
796年	巨勢野是を下野守とする	『後紀』延曆十五年十月甲申条	明確な異動記事なし	3年弱か	797年 坂上田村麻呂 を征夷大將軍に任命す る
799年	近衛少弔大伴宿禰是成を兼下野守 に。百濟王俊哲を介とする	『後紀』延曆十八年九月辛亥条	明確な異動記事なし	4年余か	
804年	中衛少弔巨勢朝臣野是を再び兼下 野守に。大中臣朝臣常麻呂を介と する	『後紀』延曆廿三年正月乙未条	明確な異動記事なし	2年か	805年 蝦夷征討の中 止
806年	藤原友人が下野守に左遷される (伊予親王謀反に連座)	『紀略』大同二年十一月丙申条なら びに『類鏡史』	明確な異動記事なし	2年か	
808年	式部大輔賀朝臣豊田是を兼下野守 とする	『後紀』大同三年五月乙未条	810年 摂磨守へ転任	1年余	
同年	安部朝臣清継を下野介とする	『後紀』大同三年十一月甲辰条	明確な異動記事なし	4年か	
809年	百濟王教俊を下野守にする	『後紀』大同四年正月癸巳条	明確な異動記事なし	4年か	
810年	右近衛少弔紀朝臣百縫を兼下野守 とする	『後紀』弘仁元年九月丁未条	明確な異動記事なし	1年余か	
812年	藤原朝臣道繼を下野守に。安部朝 臣豊柄を介とする	『後紀』弘仁三年正月辛未条	明確な異動記事なし	2年か	
814年	左少弔朝野庵菟を兼下野守とする	『公卿補任』弘仁五年十一月	明確な異動記事なし	1年か	814年 積善上人碑文 が空海の筆により完成
815年	右兵衛督脊原五百枝を兼下野守と する	『後紀』弘仁六年正月丙戌条	明確な異動記事なし	不明	
823年	藤原常嗣を下野守とするが杜任せ す	『後後紀』承和七年四月庚辰条(弘 仁十四年記事)	春宮亮に留任	赴任なし	
825年	參議橘常主を兼下野守とする	『公卿補任』天長二年十月廿七日条	826年 死去	1年弱	

研究紀要 第24号

発行 公益財團法人 とちぎ未来づくり財團
埋蔵文化財センター

〒329-0418

栃木県下野市紫474番地

TEL 0285(44)8441(代表)

FAX 0285(43)1972

HP : <http://www.maibun.or.jp>

発行日 平成28年3月29日発行

印刷 下野印刷株式会社
